

(照 会 先)
独立行政法人国立病院機構
東海北陸グループ
担当：参事（人事担当） 加 地
人事係長 酒 井
電話 0 5 2 - 9 6 8 - 5 1 7 1

令和 6 年 3 月 2 9 日
独立行政法人国立病院機構
東 海 北 陸 グ ル ー プ

職員の懲戒処分について

国立病院機構三重病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第7号に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	令和5年6月、ハラスメント相談窓口に相談があり、院内に設置されたハラスメント調査委員会で調査したところ、令和5年4月から6月の間に、当時の部下職員に対して誹謗中傷にあたる行為をするなどのパワー・ハラスメントがあったと認められたもの。
処分年月日	令和6年3月29日
処分量定等	(行為者) 国立病院機構三重病院 医師（60代、男性） 戒告